

昭和二十一年二月十六日會議議案

明治三十一年二月十六日
大正三年二月十六日
勅令 第八十五號

臨時財產調査令 參照添附

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ臨時財產調査令マラ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣

各國務大臣

第壹條臨時財產調査令

號

第一條 以設建、本令ハ戰時利得、排除、國家財政、創再
 財產等確國民經濟、安定等ヲ目途トスル新稅ノ創再
 調査時期ト稱ス一、於ケル個人及法人ノ財產調査スル
 者、調査スルヲ以テ目的トスル者ハ、調査時期ニ於テ左ニ掲タル財產ヲ有ス
 ル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ、當該財產ニ關ス
 テ、預金、貯金其(他)此等ニ準ズル債權ニシテ、
 公債、社債定ムルモノ、此等ニ準ズル財產ニシテ、
 命令ヲ以テ定ムルモノ、此等ニ準ズル債權ニシテ、
 依所、理トキハ當該法人、代表者及支配人者、
 同項ニ規定スル者、其ノ財產ノ調査時期ニ於テ本州、北人者、
 同項ニ規定スル者又ハ當該財

定屬海其ガ前五四三モ手形又ハ小切手ニシテ命令ヲ以テ定ムル
 島道ノ法項ルモ投資信託、受益權ニシテ命令ヲ以テ定ムル
 ル喫、他人ノ財產各號ニ掲タルモノハ外命令ヲ以テ定ム
 所ニ住所、代理人ハ當該法人、代表者及支配人者、
 依及居所ヲ有セザルトキハ命令ヲ以テ定ムル其ノ財產ノ調査時期ニ於テ本州、北人者、
 同項ニ規定スル者又ハ當該財

第
三
四
前條第、二項及第三項，規定前項，場合付
無盡契約
郵便年金契約
前條之ヲ準用又本銀行券預入令第二條第一項，規定
ノル者及同條第二項，規定依ル預金貯金又金錢信託ヲ爲サントス
ト入者、命令ハ、文拂請求依リ當該預金ヲ
金錢信託又文拂請求依リ當該預金ヲ
稅務署申告スル事項ヲ規定
第
二
三
四
前條第、二項及第三項，規定前項，場合付
生命保險契約
金錢信託契約（投資信託契約ヲ除ク）又
有價證券信託契約
該契約ニシテ命令ヲ以テ定ムモノ、契約者又
郵便年金受取人、命令ノ定ムモノ、所依リ當
調査時期ニ於テ現ニ存スル左ニ掲ガル
三條第一項、申告ヲ爲スベシ
當該有價證券其ノ他當該財產ヲ證スル書面ヲ
保管スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本人二代
人ノ代
第
二
三
四
前條第、二項及第三項，規定前項，場合付
生命保險契約
金錢信託契約（投資信託契約ヲ除ク）又
有價證券信託契約
該契約ニシテ命令ヲ以テ定ムモノ、契約者又
郵便年金受取人、命令ノ定ムモノ、所依リ當
調査時期ニ於テ現ニ存スル左ニ掲ガル
三條第一項、申告ヲ爲スベシ
當該有價證券其ノ他當該財產ヲ證スル書面ヲ
保管スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本人二代
人ノ代

41

Digitized by srujanika@gmail.com

第五條 法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調査時期
於ケ財産目録、貸借対照表、動産及債権
債務ニ關スル明細書其ノ他ノ書類ヲ作成シ之
第六條 ヲ所轉稅務署ニ提出スベシ
命令ヲ以テ定ムル事業ヲ爲ス個人ハ命
令ノ所ニ依リ調査時期ニ於ケ其ノ事業
ニ關シテ有スル動産及債権債務ニ關スル事項
ヲ所轉稅務署ニ申告スベシ
第七條 第二條又ハ第三條ノ申告ヲ爲サントス
ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該有價證券其
他當該財産又ハ契約ヲ證スル書面ヲ所轉稅

務署ニ提出スヘシ第八條又ハ第三條ノ申告アリタルトキ
ハ政府ハ當該財産又ハ契約ニ付申告アリタル
ラ證スル爲必要ナル措置ヲ爲スモトス
前項ノ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
依リ提出現定ムル所ニ依リ前條ノ規定
當該財產又ハ契約ヲ證スル書面ニ政府ノ發行
スル證紙ヲ貼附シ之ニ契印スルノ方法其ノ他
命令ヲ以テ定ムル方法ニ依リ之ヲ爲ズ
第九條第一條又ハ第三條ノ申告ヲ爲スベ財
産又ハ契約ニシテ申告ノ爲サレサルモノニ付
テハ命令ヲ以テ其ノ效力ノ制限又ハ處分ノ制

限若ハ禁此一関ニ必要ナル是ヲ爲スコトヲ得
前項ニ規定スル財産及同項ニ規定スル契約ニ
基キ契約者、生命保険金若ハ郵便年金、受取
人又ハ信託ノ受益者、有又ル権利ハ法律ノ定
ムル所ニ依リ之ヲ國庫ニ歸属セムルモノト
第十一條 第四條 申告半場令ニ於テ日本銀
行券預入令ニ規定スル金融機關ハ同令第二條
ハ規定スル預金、貯金若ハ金錢信託ノ受入又
ハ日本銀行券ニ依リ支拂ヲ爲ストニ得ズ
第十二條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必
要アルトキハ第、五條ノ規定ニ依リ書類ノ提出
第十三條 申告業ニ關スル帳簿書類、財產其ノ他ノ物件ヲ
検査スルコトヲ得
第十ニ條 大藏大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ郵
便官署、銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ヲ
定スルテ第二條乃至第四條、第七條及第八條ニ規定
ムル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ
前項ノ規定ニ依リ同項ノ事務ヲ取扱ヲ爲ス法
人、當該事務ニ從事スル職員ハ之ヲ法令ニ依
リ公務ニ從事スル職員ト看做ス
行使ノ目的ヲ以テ第八條第一項ニ規定

定スル證紙ヲ偽造シタル者八ヶ年以下懲役又ハ五萬圓以下罰金ニ處ス
テ偽造、證紙ヲ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ偽造、證紙ヲ人ニ交付シ、輸入シ若ハ移入シタル者又ハ第八條第二項ニ規定スル證紙ヲ不正ニ使用シタル者、罰亦前項ニ同シ
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス。

第十四條 第八條ニ規定スル措置ニ關スル事務
二從事スル者同條第三項又ハ第十二條第一項
ノ規定ニ基シ設スル命令ニ違反シテ當該措置
ヲ爲シタルトキ八年以下懲役又ハ五萬圓
以下、罰金ニ處ス。

第十五條 第十條ノ規定ノ違反アリタル場合ニ

於テハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ヲ三年以下ノ懲
役又ハ五萬圓以下罰金ニ處ス
第十六條 當該官吏其ノ他本令ニ規定スル事項
ニ関スル事務ノ取扱ヲ爲ス官署若ハ法人、當
該事務ニ從事スル職員又ハ此等ノ職ニ在リタ
ル者其ノ事務ニ關シ知得タル祕密ヲ漏泄シ又
ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千
圓以下罰金ニ處ス
第十七條 第十一條ノ規定ニ依ル帳簿書類、財
産其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避
シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿書類ヲ呈示
タル者ハ五千圓以下罰金ニ處ス
第十八條 規定ニ依ル稅務署長又ハ其ノ代理

官) 質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ又ハ虛偽、陳述
ヲ爲ミタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
第十八條 第五條ノ規定ニ違反シ當該書類ヲ提出
出セズ又ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル書類ヲ提出
シタルトキ又ハ第六條ノ規定ニ違反シ申告ヲ
爲サズ又ハ虛偽、申告ヲ爲シタルトキハ當該
法人ノ取締役、理事、清算人若ハ此等ニ準ズ
ル者又ハ當該個人ヲ一萬圓以下ノ過料ニ處ス
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

時財産調査へ制定理由 説明要旨

一、制定の意旨

政府ハ臨時利得ヲ併除スルト共ニ戰後財政ノ確定フ圖リ、通性インフレーションヲ防止シテ國民經濟ノ安定工資スル等ノ爲、財產税、個人財産増加税原法人戰時利得税ヲ創設セントシ、且下準備ヲ急イザ居ル次第デアリマシテ、此等法律案ノ草案ヘ聯合國軍最高司令部ノ指示ニ基キ其ノ承認ヲ求ムル爲昨年十二月二十一日同司令部工是出セラレナ居ル次第デアリマス。

此等ノ新税工觸スル法律案ハ總選舉後ニ開會セラルベキ特別議會工提案スルコトニ致シテ居ルノダアリマスガ、財產税等ノ課稅氣氛工依リ民間ニハ預金引出父ハ換物等ノ傾向ガ相當旺盛ニ見受クラレテ居リマスト共ニ、他面生産活動ノ意欲ハ兎角停滯シ勝チノ状態エアリ之ガインフレーションノ亢進ヲ制裁シテ居ルコトヲ見逃シ得ナインザアリヤンテ早急ニ財產税等ノ調査時點ヲ創シ民心ノ安定フ圖ル必要ガアルト存スル次第デアリマス。依テ此ノ際財產税等ノ調査時期

「確定スルト共ニ直ニ調査スル工非ざレバ後日財產状況ノ確認ガ殆ンド不可能トナル謙ナ財產調査ノ移動ノ頻繁ナ財產等ノ調査確認致シナ置キ、以テ民心ノ安定ヲ圖ルト共ニ新税ノ創設ヲ確保工資シ度イト存ズルノダアリマスガ、而于此ノ事ハ來ルベキ議會ノ開會ヲ待ツテ立法的情宣ニ依リ之ヲ行ヒマスノダハスデニ其ノ時機ヲ失シマシテ、右ニ述べマシタ人心ノ不安動盪ト生産意欲ノ低下トハ其ノ極エルコト至難工立チ到ルモノト認メラレルノダアリマス。因テ別工傳審議ヲ願ツテ居リマスル食糧、油貢、金庫等ノ綜合封鎖ノ一環トシテ、換言スレバ日本銀行券、引換券金融緊急措置、實行工即應シテ右ノ措置ヲ行ヒマス爲憲法第八條ノ規定工依リ臨時財產調査令、制定ヲ仰ガントスル次第ナアリマス。

二、本令ノ要領

臨時財產調査令ハ先づ調査時期ヲ適合フ以テ定期ムコト致シテ居リマスガ既本日本銀行券ノ儲券が強制通用力ヲ失フ日ノ翌日午前零時トシテ定期ムル見込ナアリマス。將來實施セラルベキ財產税ヘ、此

ノ調査時期ニ於テ有スル個人及法人ノ財産ヲ對象トシテ課税スルコトニ相成ルノテアリ一ス。又個人財産増加税及法人戦時利得税ノ課稅点ノ終期ハ、此ノ調査時期ニ依ルコトニ相成ルノテアリマス。次ニ本令ハ調査スペキ事項ヲ定メテ居リマス。其ノ一ヘ預金・貯金又ハ有價證券等ヲ預貯金者又ハ有價證券ノ所有者等ヨリ甲告セシメ・生命保険・信託又ハ無盡等ノ契約關係ヲ契約者等ヨリ甲告セシメ、其ノ外特別ノ場合ニ於テ日本銀行券ノ舊券在高フ其ノ所有者ヨリ甲告セシムルモノテアリマス。其ノ二ヘ一般ノ法人ヲレテ調査時期ヲ現在トメル打切り決算ヲ行ヘシメ財產目錄其ノ他ノ書類ヲ作成シテ政府ニ提出セシメントスルモノテアリマス。其ノ三ヘ物品販賣業・製造業等特定ノ事業ヲ行フ個人ヲシテ調査時期ニ於テ有スル特定ノ動産及債権債務ニ關シテ甲告セシメントスルモノテアリマス。次ニ本令ハ甲告ニ關スル特別ノ手續ヲ定メテ居リマス。即チ預貯金、有價證券、各種契約等ニ關スル甲告ノ場合ニ於テマシテヘ認可場・

カナリ日月一九・一
銀行其ノ他ノ金融機關ニ於テ甲告受理ノ事務ヲ取扱フコトトシ。甲告者ハ甲告書ト共ニ預金通帳・預金證書・國債證券・株券等甲告書ニ記載セラレテ居ル有價證券其ノ他財產又ハ契約ヲ證スル書面・金融機關ニ持參スルコトト致シテ居ルノテアリマス。金融機關ニ於キマシテハ甲告書ト通帳證券等ヲ對照シ甲告書ノ記載事項ガ正當アルコトヲ確認致シマシタトキヘ、大藏省ヨリ發行スル甲告済證紙ヲ通帳・證券等ニ貼附ケ之ニ金融機關等ノ印章ヲ以テ契印シテ返還スルコトニ致シテ居ルノテアリマス。又預貯金者其ノ他ノ財產權者ノ住所又ハ氏名等ノ正確ナルコトヲ期スル旨、甲告ニ除シマシテハ米穀通帳等ヲ持參セシムルコトト致シテ居ルノテアリマス。若シ此ノ甲告ノ手續ノ行ヘレナカツタ場合ニ於キマシテヘ預貯金ノ拂戻、公社債ノ償還、株式ノ配當等ヲ停止シ、過テ法律ノ定期ム所ニ依リ此等ノ權利ヲ拂廻ニ斷制セシメントスルモノテアリマス。

次ハ法人ノ打切決算ニ關スル提出書類又ハ個人ノ動産等ニ關スル甲告ノ内容ニ付、其ノ當否ヲ確認スル點必要アルトキヘ、稅務署長又

裏面白紙

其代は軍事費開支、機能ヲ賄費キシトス。アリマス。
後ハ割賦工賃スル規定ザアリマシア。本台ノ財政開支ノ均正當
スル爲、從來ノ割賦工比キ相當過甚也。割賦工賃スル
アリマス。